



議案第九十二号

笏賀地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）計画についての

議決の一部変更について

次のおり笏賀地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）計画についての議決（昭和五十六年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

四 事業費中「九五〇〇〇〇〇〇円」を「九五九五〇〇〇〇円」に改める。